

建業第486号

平成24年10月12日

社団法人神奈川県宅地建物取引業協会会長 殿

社団法人全日本不動産協会神奈川県本部長 殿

神奈川県県土整備局総務部建設業課長

(公 印 省 略)

資格を詐称して許認可等を受けた宅地建物の取引について (依頼)

先般、2級建築士である者が、資格を有しないにもかかわらず1級建築士であると詐称したとして建築士法に基づき逮捕されたとの報道がなされました。

このように、資格を偽って作成された設計図書により、建築確認その他関連許認可がなされた物件であることが判明した宅地建物につき、宅地建物取引業者が、みずから売主となった場合又は売買若しくは貸借の契約について媒介等を行う場合は、告知義務の有無等につき紛争が生じないよう、当該事実及び取引の対象となった宅地建物の安全性などについて、取引の相手方に対して適宜適切に説明するよう貴協会の会員に周知をお願いいたします。

問い合わせ先

宅建指導グループ 八木

電話045-210-1111 内線6345